

令和8年4月1日から…

自転車の交通違反に青切符を導入



自転車等に対する※交通反則通告制度（青切符）の適用

対象となる違反行為は **113種類**

反則通告制度の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金 6000円

通行禁止違反



反則金 5000円

遮断踏切立入り



反則金 7000円



反則金 12000円

携帯電話の使用等



反則金 5000円

一時不停止



反則金 6000円

車道の右側通行等

ところで…

交通反則通告制度ってなに？
青切符を切られたらどうなるの？



主な違反（反則）行為	反則金額
被側方通過車義務違反 ※できる限り道路の左側端に寄って通行する	5,000円
公安委員会遵守事項違反（傘さしなど）	5,000円
並進禁止違反	3,000円
交差点右左折方法違反	3,000円
歩道徐行等義務違反	3,000円
軽車両乗車積載制度違反（二人乗りなど）	3,000円

比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度の事です。

詳しくは…

違反（反則）行為



警察官から違反（反則）行為の告知
青切符の交付
納付書の交付



反則金納付

金融機関にて反則金を納付



終結

反則金不納付

刑事手続きへ（裁判など）

交通企画課
X公式
アカウント



岐阜県警察

